

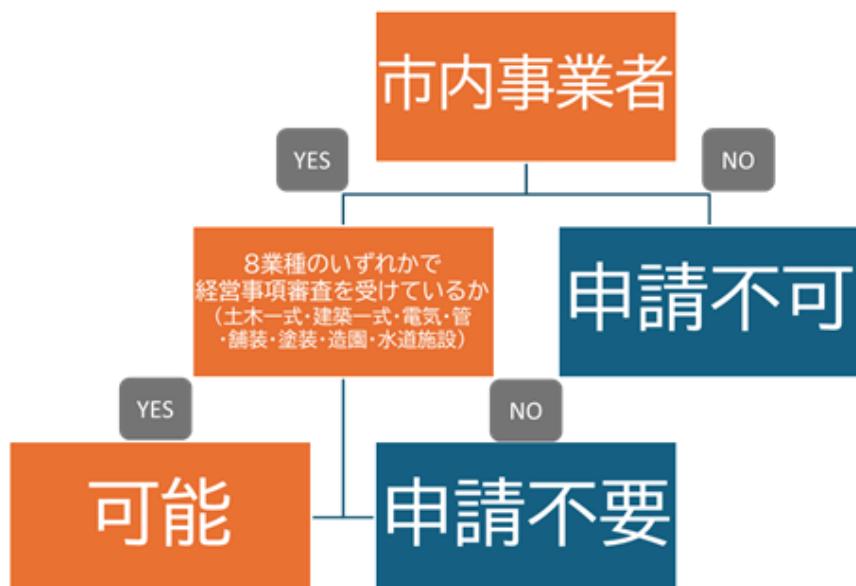
## 令和8年度分の格付け申請手続きについてご案内

横須賀市の工事請負契約発注に係る「令和8年度分の格付け申請手続き」は、以下のとおりとなりますので、本書を確認の上、申請手続きを行ってください。（本書では、「かながわ電子入札共同システム」について、以下、「県システム」と表現します）

### 1 スケジュール・対象

令和8年度分における格付け認定のスケジュール・対象は、以下のとおりです。原則、「e-kanagawa」を使用した申請を行ってください。e-kanagawaによる申請ができない場合は、5ページの「5(4)」欄をご参照のうえ、別の方で申請してください。

日程	内容
<b>令和8年1月5日～1月31日</b>	格付けの基となる情報の申請受付期間（e-kanagawa使用）
令和8年6月（予定）	格付け等級の決定・通知
令和8年7月（予定）	格付け通知に基づく入札参加条件の適用開始
<b>対象</b>	土木一式・建築一式・電気・管・舗装・塗装・造園・水道施設の <b>8業種</b> のいずれかについて、 <b>経営事項審査を受けている市内事業者</b>



## 2 県システムと横須賀市の格付け認定業種について

対象の8業種のうち、「e-kanagawa申請フォーム」の入力によって申請された業種を審査します。

参加申請は、①および②の両条件を満たしている場合に限り受け付けます。満たさない場合は参加できませんのでご注意ください。

① 県システム及び県システム内の該当業種の認定を受けていること\*

② 当該案件の公告で指定する格付等級の認定を受けていること

\*格付け申請の処理の際、県システムの業種不足等について認定勧奨は行いません。

< 具体例 > 発注条件が（1）で、事業者の条件が（2）のとき

（1）当該案件の公告で指定する格付等級が「土木一式A」

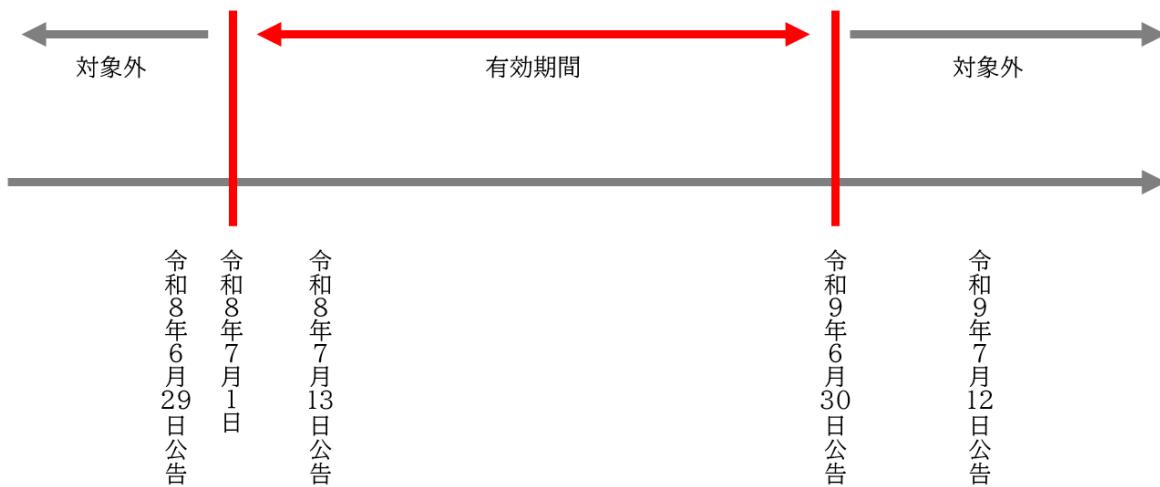
（2）事業者が経営事項審査を受けている業種が4業種（土木一式、建築一式、舗装、水道施設）

パターン	県システムの認定	横須賀市の格付け認定	入札参加の可否等								
<b>＜参加可能：○＞</b> 全て同一にする場合	<table border="1"> <tr> <td>土木一式</td> <td>建築一式</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>水道施設</td> </tr> </table>	土木一式	建築一式	舗装	水道施設	<table border="1"> <tr> <td>土木一式 A</td> <td>建築一式 A</td> </tr> <tr> <td>舗装 A</td> <td>水道施設 A</td> </tr> </table>	土木一式 A	建築一式 A	舗装 A	水道施設 A	経営事項審査を受けている業種、県システムの認定、格付け認定を同一にすることも可能です。
土木一式	建築一式										
舗装	水道施設										
土木一式 A	建築一式 A										
舗装 A	水道施設 A										
<b>＜参加可能：○＞</b> 県システムと格付けの業種が同一でない場合	<table border="1"> <tr> <td>土木一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>水道施設</td> </tr> </table>	土木一式		舗装	水道施設	<table border="1"> <tr> <td>土木一式 A</td> <td>建築一式 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道施設 A</td> </tr> </table>	土木一式 A	建築一式 A		水道施設 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県システムで認定を受けている業種と同一でなくとも、格付け申請どおりに認定します。</li> <li>・左の例の場合、土木一式について、県システムの認定と、格付け認定を受けているため、<u>入札参加可能となります。</u></li> </ul>
土木一式											
舗装	水道施設										
土木一式 A	建築一式 A										
	水道施設 A										
<b>＜参加不可：×＞</b> 県システムの業種が不足の場合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>建築一式</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>水道施設</td> </tr> </table>		建築一式	舗装	水道施設	<table border="1"> <tr> <td>土木一式 A</td> <td>建築一式 A</td> </tr> <tr> <td>舗装 A</td> <td>水道施設 A</td> </tr> </table>	土木一式 A	建築一式 A	舗装 A	水道施設 A	格付け認定を受けていますが、土木一式について、県システムの認定を受けていないため、 <u>入札参加不可となります。</u>
	建築一式										
舗装	水道施設										
土木一式 A	建築一式 A										
舗装 A	水道施設 A										
<b>＜参加不可：×＞</b> 格付けの業種が不足の場合	<table border="1"> <tr> <td>土木一式</td> <td>建築一式</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>水道施設</td> </tr> </table>	土木一式	建築一式	舗装	水道施設	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>建築一式 A</td> </tr> <tr> <td>舗装 A</td> <td>水道施設 A</td> </tr> </table>		建築一式 A	舗装 A	水道施設 A	県システムの認定を受けていますが、土木一式について、格付け認定を受けていないため、 <u>入札参加不可となります。</u>
土木一式	建築一式										
舗装	水道施設										
	建築一式 A										
舗装 A	水道施設 A										

### 3 格付け認定の有効期限について

格付け認定の有効期限内に公告された案件を、当該対象案件とします。前年度分の有効期限は「令和8年6月30日まで」となるため、令和8年度分の有効期限は「令和8年7月1日から令和9年6月30日まで」です。

< 具体例 >



### 4 格付け申請手続き等で大切なポイント

(1) 格付けを条件とする入札に参加するには

**県システム認定・格付け認定の両方必要**

参加申請の時点で、業種について「県システム」と「該当格付け等級」の両方の認定を受けている必要があります。

(2) 格付けの申請手続きは **毎年1月**

県システムの「競争入札参加資格に係る定期申請（随時申請も含む）」の手続きとは別に、横須賀市へ毎年申請手続きをする必要があります。

(3) 格付け基準日は **前年の12月31日時点**

ただし、工事成績平均点は、翌年3月31日までで判定します。

令和8年度格付け認定の場合は、令和7年12月31日時点（工事成績平均点は令和8年3月31日まで）

(4) 格付け認定結果は **各事業者向けの通知サイトでお知らせ**

令和8年度から、格付け認定結果は各事業者向けの通知サイトで行います。令和7年度格付け登録事業者には通知サイトのURL（QRコード）を郵送いたします。令和8年度に新規で申請される事業者は、令和8年度格付け決定以降（令和8年6月頃予定）に通知サイトのURL（QRコード）をお知らせいたします。なお、格付け認定後に、総合評定値が更新された場合でも、翌年度の格付け認定までは等級の変更を行いませんので、ご承知おきください。

(5) インセンティブ発注に参加する際には **公告条件を確認**

各事業者向けの通知サイトで、格付けの基となる工事成績平均点や災害協力点（特別加点の有無）等を確認できるようになりました。インセンティブ発注に参加する際には、同通知の再確認をお願いします。

## 5 必要書類と申請方法

(1) 必須書類をe-kanagawa申請フォームにて提出してください。

① 経営事項審査結果通知書（写し）

前年の12月31日時点で有効、かつ最新の経審を提出してください。

令和8年度格付け認定の場合は、令和7年12月31日時点で最新のもの

※通知日が格付け基準日を超過している（令和8年1月1日以降）経審は、今回の認定に使用することができません。

(2) 発注者評価点にかかる書類（該当する場合のみ提出）

以下の評価項目の要件を満たす場合、該当する必要書類を提出してください。

**※更新前と登録情報が変更になっていない場合でも、評価項目を満たす場合は、提出が必要です。**

### 【個人情報の記載について】

個人情報が記載されている書類を提出する際は、必ず当該従業員の記名がある「個人情報収集に関する同意書」を提出してください。（「横須賀市ホームページ」→「申請書ダウンロード」→「『財務部契約課』の書式」で、最新の書式をダウンロードしてください）

(3) e-kanagawaによる申請方法

① 横須賀市HPの令和8年度分の格付け制度（総合案内 > 市政情報 > 入札・契約制度 > 格付け制度）のページから、「令和8年度分の格付けはこちらから」をクリックしてアクセスしてください。

### 令和8年度分の格付け制度

#### 1. 令和8年度の格付けについて (PDF : 828KB)

令和8年度分の申請手続きから、従来の郵送・来庁による申請から変更し、以下の申請フォームより必要書類を提出いただくこととします。

令和8年度分の格付けはこちらから

② 「利用登録をせずに申し込む方はこちら」をクリックする。（利用登録がある場合は、ログインしてから申請することも可能です。）

③ 申請に必要な項目を入力し、申請を進めてください。横須賀市HP（総合案内 > 市政情報 > 入札・契約制度 > 格付け制度）の「02「e-kanagawa」による申請方法について」をご参照ください。

(4) e-kanagawa申請フォームで申請ができない場合

格付け申請情報入力票（Excelファイル）と（5）発注者評価点に係る評価項目表に記載の書類を電子メールにてご提出ください。

格付け申請情報入力票は前年度分と同様に横須賀市HP（総合案内 > くらし・手続き > 便利な手続き（DX・オンラインサービス）> 申請書ダウンロード > 「財務部契約課」の書式）で入力票をダウンロードし、提出書類をもとに該当項目を入力してください。

※ファイル名は、「R 8 格付け+認定番号（6けた）+事業者名」としてください。

（例：R 8 格付け 1 2 3 4 5 6 横須賀市株式会社）

(5) 発注者評価点に係る評価項目表

評価項目 ※全て基準日時点	配点	必要書類
消防団活動への協力 <b>※消防団員 2名以上</b>	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の(1)～(3)の書類を2名分提出してください。</li> <li>(1)「消防団員手帳の氏名が確認できるページの写し」もしくは「消防団員証明書の写し」</li> <li>(2)(1)の消防団員の市内居住及び常勤雇用が確認できる書類（★）</li> <li>(3)「個人情報収集に関する同意書」</li> </ul>
協力雇用主① <b>※①と②の重複加点は行わない</b>	3点	<p>保護観察対象者等<sup>(*)</sup>の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者</p> <p>(1)横浜保護観察所が発行する、協力雇用主として登録したことを連絡した通知書の写し</p> <p>※保護観察対象者等の範囲は、次の1から3に掲げるもののうち、いずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条に定める保護観察対象者</li> <li>2 更生保護法第85条及び売春防止法第31条に定める更生緊急保護対象者</li> <li>3 1及び2に該当しない者のうち、刑事施設、少年院及び婦人補導院から出所し、1年を経過しない者（ただし、未決勾留によるものを除く。）</li> </ol>
協力雇用主② <b>※上記の協力雇用主①に該当する事業者が対象</b> <b>※①と②の重複加点は行わない</b>	5点	<p>上記の協力雇用主①として横浜保護観察所に登録がある事業者で、横浜保護観察所に証明依頼書を提出した日から遡った2年間のうち、連続する3か月以上、保護観察対象者等の雇用実績のある事業者</p> <p>(1)横浜保護観察所から証明を受けた「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書（契約課指定書式）」（証明依頼書に記載の提出日が、</p>

		本市への申請日から 1 カ月以内のものに限る)
障害者雇用  ※障害者雇用数が法定雇用人数を満たしている場合	5 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定雇用義務がある場合（民間企業の法定雇用率は 2.5%です。従業員を 40 人以上雇用している事業主は、障害者を 1 人以上雇用しなければなりません。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用状況報告書（労働局又は公共職業安定所の受付印があるものに限る）の写し</li> </ul> </li> <li>法定雇用義務がない場合（従業員が 40 人未満で 1 人以上障害者を雇用している場合）           <ul style="list-style-type: none"> <li>「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し」</li> <li>「市内居住及び常勤雇用が確認できる書類（★）」</li> <li>「個人情報収集に関する同意書」</li> </ul> </li> </ul> <p style="color: red;"><b>※事業主又は事業の経営担当者（代表取締役）は対象人数に含みません</b></p> <p>【参考】</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）</p> <p>第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。</p>
男女共同参画  ※右記の(1)～(3)のいずれか 1 つに該当	5 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定していて、申請日現在で計画期間中であること</li> <li>「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定していて、申請日現在で計画期間中であること</li> </ul> <p>⇒(1) または(2) の場合は、都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更</p>

		<u>届」の写し</u>
		(3) 育児休業制度、介護休業制度の採用 事業者名、育児休業制度、介護休業制度の内容 が確認できる就業規則の写し(常用雇用労働者 数10人以上の事業所については、労働基準監 督署の受付印があるものに限る)
市民雇用  <u>※市内居住の常勤雇用人数</u>	1～5人：1点 6～10人：3点 11～20人：5点 21～30人：10点 31人以上：15点	以下の(1)か(2)の書類を提出してください。 (1) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収 税額の決定・変更通知書の写し (2) 常勤雇用人数分を2種類 ・市内居住及び常勤雇用が確認できる書類 (★) ・「個人情報収集に関する同意書」 <u>※事業主又は事業の経営担当者（代表取締役）</u> <u>は対象人数に含みません</u> <u>※(1)の書類に記載されている人数を超えた人</u> <u>数で申請する場合、(1)の書類に記載されてい</u> <u>ない従業員に対する(2)の書類も併せて出して</u> <u>ください。</u>
<p>★ 市内居住や常勤雇用を証明するための書類</p> <p>(1) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書</p> <p>(2) 社会保険の標準報酬決定通知書</p> <p>(3) 雇用保険の被保険者証</p> <p>(4) 監理技術者証（両面）</p> <p>(5) その他、市内居住や常勤雇用が確認できる書類</p> <p><u>※注意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市内居住」もしくは「常勤雇用」どちらかしか確認できない書類のみの場合は、複数の書類を組み合わせて両方を証明してください。</li> <li>・当該従業員については、「個人情報収集に関する同意書（指定書式）」の提出も必要です。</li> </ul>		

## 6 注意事項

### (1) 県システムでの業種追加（県システムでの随時申請）

格付け条件の入札では、指定された県システムの業種認定がすべて揃っている必要があります。たとえ横須賀市での格付け認定を受けていても、県システムの業種追加認定が完了していなければ、その認定が完了するまでの間は、指定された不足業種を必要とする入札に参加できません。

※認定完了までに最大2ヶ月程度かかる場合がありますので、早めに手続きをお願いいたします。

### (2) 横須賀市の格付け認定の業種追加（格付け認定の申請を全く新規に行う場合も含む）

年度途中での申請も可能ですが、申請情報の反映には時間がかかるため、申請直後の入札には参加できません。あらかじめご了承ください。

また、格付けを条件とする入札の場合、指定された格付け業種に不足があると、県システムの認定を受けていても、横須賀市での格付け認定の業種追加が完了するまでは、不足分の業種を必要とする入札に参加できません。さらに、年度途中の申請であっても、認定は前年12月31日時点の最新の経営事項審査結果に基づいて行われます。

#### 【ご提出・お問い合わせ先】

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市財務部契約課（持参の場合は本庁舎5階）

電話：046-822-9791 FAX：046-828-3839

E-mail（格付け申請情報入力票の提出先）

[ken-nyusatsu@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:ken-nyusatsu@city.yokosuka.kanagawa.jp)

【受付時間】平日8時30分～12時 及び 13時～17時15分

# 格付け等級決定通知書の確認方法

認定番号		999999		事業者名		株式会社横須賀	
業種	格付等級	総合点数	(P) 総合評定値	平均点 工事成績	災害協力点		優良工事 認定回数
					うち、特別加点*	合計	
土木一式	A	900	590	80		4	2
建築一式	格付け認定されていない場合は空白となり、印字されません。						
電気							
管							
舗装	B	500	400	70		4	2
塗装							
造園							
水道施設	B	500	500	70		4	2

有効期限：  
令和8年6月30日公告まで

\*特別加点：  
本市と防災協定を締結する団体に所属し、平時から自主的に防災に対する備え・パトロール、訓練等の予防活動を実施している事業者が対象  
(舗装、塗装を除く6業種)

## よくあるお問い合わせ

### (1) 特別加点が条件のとき

#### 公告文例

入札参加条件2に記載する建設業種において、災害緊急協力事業者として登録があり、かつ、特別加点を受けていること。

⇒該当する業種について、災害協力点の「うち、特別加点」の列をご確認ください。

### (2) 災害協力点が条件のとき

#### 公告文例

入札参加条件2に記載する建設業種において、災害協力事業者としての災害協力点が2点以上であること。

⇒該当する業種について、災害協力点の「合計」の列をご確認ください。

【「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しを提出する際の注意点】  
※個人の明細欄が見えないようになっていれば、色は黒でなくともかまいません。（白紙のコピー用紙で隠して写しをとる等）

### 市民雇用を証明する「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しの例

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収税額書類）

228-8550  
神奈川県 横須賀市 小川町 1  
横須賀契約譲り手株式会社

西暦納付期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年12月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
1月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
2月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
3月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
4月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
5月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
6月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
7月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
8月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
9月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
11月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
12月	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

現在の請求とは異なる場合があります。  
横須賀市長

見本

【市民雇用】の提出書類で、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写しを提出していただく場合のご注意点】

- 1枚目の写しのみ提出してください。
- 個人の明細欄は、この図のように見えないように隠して、写しを取ってください。個人の明細欄の表示がある場合は、別途「個人情報収集に関する同意書」が必要になります。

申告者、又は申立て人及びその代理人は、税金の滞納によって被徴収税額を支拂ふ事のない場合は、この申立てを却下する事とする。  
以上の申立てにより、税金の滞納が発覚となる場合は、該申立てをお受けいたします。  
申立ての提出者の責任で上記の上記のくだりい（事件等による税金の滞納）  
が認められ、又は申立てが却下された場合は、該申立てをお受けいたしません。

申立ての提出者の責任で上記の上記のくだりい（事件等による税金の滞納）  
が認められ、又は申立てが却下された場合は、該申立てをお受けいたしません。